

特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書の記入のしかた

◎特別徴収義務者の所在地や名称等に変更があった場合

- 特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書（提出書類3枚目の書式）をご提出ください。
- ※ 変更があった箇所のみ記入してください。（代表者の変更のみの場合は提出不要です。）
- ※ 変更理由が複数あれば、全てに○をつけてください。変更理由6・7・8の場合は書式下部も記入が必要になります。
- ※ この届出は市民税、県民税及び森林環境税の特別徴収事務に関するものになります。**法人市民税についての手続きは別途必要になります。**

特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書（代表者の変更のみの場合は提出不要です）

提出 年 月 日 越谷市長宛	給 与 支 払 者 (特別徴収義務者)	所 在 地 (住 所) 〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷4-2-1 ※ 届出時点での所在地・名称を記入してください。	特別徴収義務者 指 定 番 号 777777 ※ 市町村ごとに異なります
		名 氏 (氏 名) 株式会社	係 経理課
		代 表 者 職 氏 名 越谷 〇郎	担当 者 氏 名 コシガヤ マルコ 越谷 〇子
		法 人 番 号 999999999999	電 話 番 号 048-976-XXXX

◆ 所在地・名称には誤読を避けるため、必ずフリガナを記入してください。

◆ 法人番号欄には代表者個人の個人番号は記入しないでください。

変更年月日	2025 年 4 月 30 日
-------	-----------------

事 項	変 更 前 (旧)	※ 変更項目のみ記入してください。	変 更 後 (新)	※ 変更項目のみ記入してください。
フリガナ	サイトマケン コシガヤシ コシハラ		サイトマケン コシガヤシ スナハラ	
所 在 地 (送 付 先)	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷4-2-1		〒343-0803 埼玉県越谷市砂原355	
フリガナ				
名 称				
電 話 番 号	048-964-2111 (内線)		048-976-XXXX (内線)	
変 更 理 由 (該当番号に○)	①事務所等移転 2.送付先変更 3.社名(名称)変更 4.法人成り 5.個人事業化 6.給与事務の統合【下欄を記入してください。】 7.合併による変更【下欄を記入してください。】 8.分割による変更【下欄を記入してください。】 9.その他()			

統合・合併・分割後の指定番号	1. 指定番号を新規に取得する。 ※ 別途、給与所得者異動届出書を必ず提出してください。	統合・合併・分割される事業所	所 在 地	
	2. 統合・合併・分割先の指定番号を使用する。 ※ 別途、給与所得者異動届出書を必ず提出してください。		フリガナ	
	3. 旧特別徴収義務者の指定番号を継続使用する。 ※ 市町村ごとに異なります		名 称	
指 定 番 号		※ 市町村ごとに異なります	電 話 番 号	(内線)
指 定 番 号		※ 市町村ごとに異なります	法 人 番 号	
			特別徴収義務者 指 定 番 号	

【変更理由6・7・8の場合の注意】

変更理由6・7・8を選択された場合は、書式下部の各項目も併せて記入してください。

6. 給与事務の統合及び 7. 合併による変更の場合

- ◎統合または合併し、新しく指定番号を取得される場合
→ の1に○をつけてください。
- ◎統合または合併した相手方の指定番号を使用される場合
→ の2に○と相手方の指定番号を記入してください。
※ 1及び2に○をつけた場合は、別途異動届出書（P8C）の記入方法を参照）の提出が必要になります。また、今後現在の指定番号は使用できなくなります。
- ◎現在の指定番号を引き続き使用される場合
→ の3に○と現在の指定番号を記入し、 に相手方の所在地・名称・指定番号等を記入してください。 の指定番号は使用できなくなります。

8. 分割による変更の場合

事業所が分割された場合や、今まで本社等で一括して行っていた給与事務を事業所ごとに行うように変更になった場合などに使用いただく項目になります。

異動届出書の要・不要については、変更理由6・7を選択された場合と同様です。

(左図の記入見本は、特別徴収義務者の所在地と電話番号に変更があった場合になります。)

【よくあるお問い合わせ】

- 名称を変更（法人成り・個人事業化など法人格の変更も含む）した場合は、新しい指定番号になりますか？
→名称や所在地変更のみの場合、指定番号の変更はありません。また、名称の変更があったことのみでは新しく特別徴収税額通知はお送りしていません。（すでにお持ちの納入書もそのままご利用いただけます。）

【別途、異動届出書が必要になる場合】

- これまでと違う指定番号で特別徴収税額を納入する場合には、別途、給与所得者ごとに転勤の異動届出書（P8C参照）を提出する必要があります。（()内1・2に記入する場合は異動届出書が必要です。）